

入札公示

次のとおり公募型プロポーザル方式に付す。

令和8年5月11日

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎

1 事業名

名古屋市立大学滝子キャンパス再編整備に係る食堂運営事業

2 事業内容

学生・教職員（一般利用客含む）のサービス向上及び福利厚生を図ることなどを目的に、名古屋市立大学滝子キャンパスに、令和9年9月以降に開棟予定の新棟内に整備する食堂の運営について、委託事業者としてサービスの提供を行う。

3 物件等の概要

(1) 所在

名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 名古屋市立大学滝子キャンパス 共同棟1階

(2) 用途

食堂の運営

(3) 面積

約201㎡（共有領域除く。詳細は仕様書参照。）

厨房2 約38㎡

食品庫2 約10㎡

厨房更衣室2 約3㎡

配膳室2 約17㎡

客席（ダイニング4） 約133㎡（55席）

(4) その他

不動産貸付の対象は4(4)による

【参考】

名古屋市立大学滝子キャンパス

○ 学生数（令和9年度）

学部1年生約1,260人

他学年の学部生及び大学院生約1,940人 合計約3,200人

○ 教職員等

200名程度

○ キャンパス内他店舗

- ・ 生協食堂 565席（予定）
- ・ カフェテリア 100席

4 事業期間

(1) 契約期間は契約締結日から不動産貸付期間の満了日までとする。

なお、この期間には、食堂の閉店に伴う原状回復に要する期間を含む。

(2) 不動産貸付期間は、食堂の営業開始日から令和12年3月31日までとする。

ただし、事業者が契約の更新を申し出、本学が貸付期間の更新を認めた場合は、契約を1年以内の単位で、令和19年3月31日まで更新できるものとする。

(3) 食堂の営業開始日は、原則、令和9年9月以降の新棟の供用開始日に合わせるものとするが、これにより難しい場合は、供用開始日以降で、本学との協議により定めた日とする。

- (4) 不動産貸付の対象は、3(3)のうち、客席（ダイニング4）以外とする。
- (5) (4)は無償貸付とする。ただし、その他の諸費用は、仕様書に定めるところによる。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

応募資格は次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 過去3年間飲食店運営による事業について実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (2) 著しく経営不振に陥っていないもの。(直近の決算で①債務超過に陥っていないこと。かつ、②累積欠損金がないこと。)
- (3) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとする者等であること。
- (9) 本公示の日から優先交渉権者として選考される日までの間に、公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（18経営第44号）又は名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止の期間中の者でないこと。
- (10) 本公示の日から優先交渉権者として選考される日までに、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間中の者でないこと。
- (11) 貸付する不動産の転貸は認めない。なお、フランチャイズ方式により運営を行う場合は次のいずれかによること。①フランチャイズ加盟店による応募。②フランチャイズ本部で応募し、フランチャイズ加盟店へ使用貸借。
- (12) 本学理事長又は本学の役員・管理職の地位にある者が、応募者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にないこと。
- (13) 本公示の日から起算して過去1年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者であること。

7 実施要項

本公示とともに名古屋市立大学公式ウェブサイト上に掲載する。

8 選定日程

番号	内容	日時
①	公示（公募開始）	令和8年5月11日（月）10時00分
②	仕様書等の申込・配布開始	
③	質問の受付期限	令和8年5月22日（金）17時00分まで
④	質問回答書の送付	令和8年5月29日（金）
⑤	仕様書等の申込・配布期限	令和8年6月3日（水）17時00分まで
⑥	参加資格確認申請書類提出期間 企画提案書提出期間	令和8年6月1日（月）9時00分から 令和8年6月3日（水）17時00分まで
⑦	参加資格確認通知書の送付 1次審査結果通知書の送付（※1）	令和8年6月中旬（予定）
⑧	参加資格がないと認めた理由の説明 請求（※2）	⑦の通知を受けた日の翌日から起算して 7日（休日を除く。）以内
⑨	⑧の回答（※2）	⑧の請求を受けた日の翌日から起算して 10日以内
⑩	ヒアリング	令和8年6月中旬～下旬（予定） （詳細は別途案内する。）
⑪	審査結果通知書の送付	令和8年6月中（予定）
⑫	非選定理由の説明請求（※3）	⑪の通知を受けた日の翌日から起算して 7日（休日を除く。）以内
⑬	⑫の回答（※3）	⑫の請求を受けた日の翌日から起算して 10日以内
⑭	協定書の締結	令和8年7月（予定）
⑮	新棟竣工 （貸付物件の内装工事含む）	令和9年8月末（予定）
⑯	使用貸借契約の締結	令和9年9月（予定）
⑰	貸付物件の事業者への引渡し	令和9年9月（予定）
⑱	新棟開棟、食堂営業開始	令和9年9月下旬以降（予定）

（※1）応募者4者以上により、1次審査を実施した場合に限る。

（※2）参加資格確認通知書において、参加資格がないと認められた者のみ

（※3）契約候補者に選定されなかった者のみ

9 担当部局及び問合せ先

〒467-8501

名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1

名古屋市立大学 事務局教育研究部 学生課（勝上（かつうえ））

電話 052-872-5043

FAX 052-872-5044

メール shienshomu@sec.nagoya-cu.ac.jp

10 本公示に定めるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要項及び仕様書による。